

対馬市体育施設の適正配置及び 利活用の推進に関する答申書

令和5年3月

対馬市体育施設適正配置及び利活用推進委員会

目次

第1章	対馬市の体育施設を取り巻く現状と課題	・ ・ P. 1
第2章	今後の対馬市の体育施設のあり方	・ ・ P. 2～P. 4
1.	基本的な考え方について	・ ・ P. 2
2.	体育施設のあり方に関する具体的な方針	・ ・ P. 3～P. 4
3.	体育施設の適正配置の進め方	・ ・ P. 4
別紙	体育施設別の基本的な方針一覧	

第1章 対馬市の体育施設を取り巻く現状と課題

◆少子高齢化の進展とライフスタイルの変化による市民ニーズの多様化

対馬市は平成16年の合併以降、人口減少と少子高齢化が進行しています。それと併せ、健康や生きがいづくりを目的として取り組む生涯スポーツの重要性も高まっています。

競技スポーツを主眼に置いて旧町時代に設置された体育施設が多いことから、多様化するスポーツの目的や市民のニーズの変化に対応するためにも、今後の体育施設のあり方について見直す必要があると考えます。

◆保有施設数の増加と老朽化による施設維持管理費の増大に伴う厳しい財政状況

対馬市では学校の統廃合が進められ、統廃合後の学校施設の有効利用を目的として、地区などの要望に基づき、学校施設から社会体育施設への用途変更等を行い、市民の活動の拠点となるよう維持管理を行っています。しかしながら、その施設数が増加する一方、施設の利用が伴わない施設が散見されるとともに、修繕費などの施設の維持管理に係る費用は、老朽化の進行などによって、年々増大している状況です。

直近3年間のデータでは、維持管理費に対する使用料収入は年平均で4%にも満たない金額となっており、対馬市の厳しい財政状況の中、限りある予算を有効に活用するためにも、何らかの対策を講じることが喫緊の課題となっています。

第2章 今後の対馬市の体育施設のあり方

第2次対馬市総合計画（後期計画）では、持続可能な4つの挑戦のうちの「ふるさとづくり」において、最優先課題の1つとして、「貴重な資産・資源を継承・活用する」ことが挙げられています。そして、その主要な取組として、「公共施設（閉校や未利用施設を含む学校、診療所、体育館等）の適正配置、再編成の検討」が掲げられており、体育施設の適正配置や利活用推進に関する今後のあり方を定めることは、「自立と循環の宝の島 対馬」の実現のためにも重要な意味を持ちます。

そこで、対馬市の体育施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、本委員会において検討会議を実施し、今後の対馬市の体育施設のあり方についての基本的な考え方や具体的な方針について、以下のとおりまとめました。

1. 基本的な考え方

（1）体育施設数の圧縮によるコスト削減

老朽化施設の統廃合や施設の機能集約などにより、体育施設の保有総量を圧縮し、施設の維持管理に要するコストの削減に取り組む必要があります。

（2）施設機能を考慮した体育施設の適正配置

施設機能が類似する体育施設については、地理的な条件等を考慮した適正な配置に取り組む必要があります。

（3）市民のニーズに応じた体育施設の利活用推進

市民のニーズに応じて、体育施設の利活用を推進し、競技・生涯スポーツの普及振興を図る必要があります。

（4）計画的な体育施設の長寿命化

施設の適正な配置と併せ、引き続き維持していく体育施設については、「対馬市公共施設等総合管理計画」や「対馬市公共施設等個別施設計画」との整合性を保ちながら、計画的に修繕や改修を行い、長寿命化を図る必要があります。

（5）適正な使用料の検討

施設の使用に際して利用者が負担する使用料は、経済的な負担が大きくなりたくないよう、原則として、現在の使用料を維持する必要があります。ただし、他の県内自治体の体育施設の使用料との比較など、現在の使用料が適正かどうかについて、定期的な検証を行う必要があります。

2. 体育施設のあり方に関する具体的な方針

先述した基本的な考え方に基づき、具体的な方針を次のとおりまとめました。

(1) 施設の存続・廃止に関する方針について

以下に示す方針に基づき、施設の存続・廃止を検討する必要があります。

①複合的な機能を持つ施設の存続

合併以前の旧 6 町時代に体育施設として建設された施設のうち、総合公園や総合運動公園、体育館については、複合的な機能を持つとともに、市民の活動の拠点となっていることから、施設を存続する方向で検討が必要です。

②機能が類似する施設の廃止

施設の機能が類似する体育施設としては、主に学校の統廃合に伴い学校施設から体育施設へ転用された体育館が挙げられます。このような機能が類似する施設が複数ある場合は、施設数圧縮によるコスト削減のため、施設を廃止する方向で検討が必要です。

ただし、廃止の検討にあたっては、近隣体育施設の利用しやすさなどの地理的条件等について十分検討した上で、施設が配置されている地区と協議する必要があります。

③利用実績に応じた施設の廃止

体育施設のうち、数年間利用実績がない施設が散見されます。体育施設数の圧縮によるコスト削減に取り組むため、直近 3 年間で利用実績がない施設については、廃止する方向で検討が必要です。

(2) 施設の老朽化対策や長寿命化に関する方針について

現在、設置されている体育施設は、法定耐用年数を超過した施設が複数あり、また、法定耐用年数を超過していない施設についても、老朽化が顕著です。そのため、法定耐用年数に関わらず、各施設の存続の必要性を検討した上で、「対馬市公共施設等総合管理計画」や「対馬市公共施設等個別施設計画」との整合性を保ちながら、計画的に修繕や改修を行い、長寿命化を図る必要があります。

ただし、改修や修繕に多額の費用を要する施設については、維持管理費や改修費用、施設使用料収入などに関する長期的な視点を持って、施設の統合・複合化等の可能性などについても検討するなど、多面的な検討が必要です。

(3) 競技・生涯スポーツの普及振興に向けた施設の配置と利用促進について

現在、設置されている体育施設は主に、競技スポーツのための利用に供する施設であり、高齢化などの社会的な変化や生涯スポーツの普及を視野に入れた配置を検討する必要があります。

そこで、多様化するスポーツや市民のニーズの変化に対して、現在保有する施設を有効に活用しながら、柔軟に対応できるようにするため、多目的な利用が見込める屋外施設については、用途変更などの必要な措置を講じることで、施設の利用促進に取り組む必要があります。

ただし、施設の用途変更にあたっては、関係団体等との十分な協議を行い、様々なスポーツイベントの実施に支障を来すことがないよう配慮する必要があります。

(4) 定期的な使用料設定の検討

法律上定められた消費税額の変更など、画一的な金額の変更が必要な場合を除き、利用者の経済的な負担が大きくならないよう、現在の使用料を維持することを原則とすることが適当であると考えます。

ただし、使用料や使用料の減免規程などについて、他の県内自治体や地理的条件が類似する自治体等との比較を行うことで、現在の使用料の設定が適正であるかについて、定期的な検証を行う必要があります。

3. 体育施設の適正配置の進め方

令和5年度から令和14年度までの10年間で、別紙「体育施設別の基本的な方針一覧」に示した方針を基本として、地区や関係団体等との協議など必要な手続きを経た上で、施設の適正配置に向けた取組を実行することとします。

また、令和15年度以降についても、本答申書に示した体育施設のあり方に関する基本的な考え方や具体的な方針を基本としながら、体育施設を取り巻く状況の変化等を考慮し、施設の存続や廃止などの施設の適正な配置等について判断することとします。

体育施設別の基本的な方針一覧

別紙

No	施設名	所在地	令和５年度～令和１４年度		令和１５年度以降
			方針	理由	方針
1	厳原総合公園	対馬市厳原町久田250番地	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	本答申書に示した今後の体育施設のあり方に関する基本的な考え方・具体的な方針を基本として、体育施設を取り巻く状況の変化等を考慮し判断する。
2	清水が丘多目的広場 （夜間照明施設含む）	対馬市厳原町今屋敷670番地1	存続	利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
3	厳原プール	対馬市厳原町久田381番地1	存続	利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
4	佐須ふれあい体育館	対馬市厳原町	検討	令和４年度から社会体育施設に転用された施設であり、今後の利用状況によって方針を検討する。	
5	佐須体育館	対馬市厳原町小茂田713番地4	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
6	大調体育館	対馬市厳原町	検討	令和２年度以降施設の利用実績がなく、今後の利用状況によって方針を検討する。	
7	阿連体育館	対馬市厳原町阿連113番地	検討	現時点で、利用実績があるが、今後の施設維持に必要な費用や利用状況によって方針を検討する。	
8	日新館武道場	対馬市厳原町棧原52番地1	存続	利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
9	美津島総合公園	対馬市美津島町雑知乙324番地1	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
10	美津島体育館	対馬市美津島町雑知甲1287番地1	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
11	パークゴルフ場	対馬市美津島町雑知乙1168番地1	存続	利用者が多く、市内唯一のパークゴルフ場であるため	
12	西地区体育館	対馬市美津島町竹敷427番地37	検討	現時点で、利用実績があるが、今後の施設維持に必要な費用や利用状況によって方針を検討する。	
13	緒方体育館	対馬市美津島町緒方266番地	検討	地区の指定管理となっているが、今後の施設維持に必要な費用や利用状況によって方針を検討する。	
14	浅海体育館	対馬市美津島町小船越389番地7	検討	令和２年度から社会体育施設に転用された施設であり、今後の利用状況によって方針を検討する。	
15	今里中学校夜間照明施設	対馬市美津島町今里291番地	廃止	直近３年間の利用実績がなく、今後の施設利用が見込めないため	
16	美津島北部小学校夜間照明施設	対馬市美津島町芦浦60番地	廃止	直近３年間の利用実績がなく、今後の施設利用が見込めないため	
17	豊玉総合運動公園	対馬市豊玉町仁位74番地3	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
18	豊玉中学校夜間照明施設	対馬市豊玉町仁位500番地	廃止	直近３年間の利用実績がなく、今後の施設利用が見込めないため	
19	塩浦体育館	対馬市豊玉町鹽川48番地	検討	令和２年度以降施設の利用実績がなく、今後の利用状況によって方針を検討する。	
20	加志々体育館	対馬市豊玉町唐洲423番地	検討	令和４年度から社会体育施設に転用された施設であり、今後の利用状況によって方針を検討する。	
21	綱島体育館	対馬市豊玉町小綱2番地	検討	令和３年度から社会体育施設に転用された施設であり、今後の利用状況によって方針を検討する。	
22	峰総合運動公園	対馬市峰町三根328番地11	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
23	シャインドームみね	対馬市峰町三根353番地	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
24	峰弓道場	対馬市峰町佐賀79番地1	検討	施設の利用実績が少ないが、弓道を実施できる施設が少ないため、関係団体との協議が必要であるため	
25	佐賀運動広場 （夜間照明施設含む）	対馬市峰町佐賀105番地	廃止	直近３年間の利用実績がなく、今後の施設利用が見込めないため	
26	佐賀水泳プール	対馬市峰町佐賀98番地	存続	小・中学校の水泳指導でも利用されている施設であり、存続の必要性があるため	
27	志多賀水泳プール	対馬市峰町志多賀257番地2	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
28	上県総合運動公園	対馬市上県町檜滝685番地	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
29	上県体育館	対馬市上県町佐須奈甲621番地	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
30	佐護体育館	対馬市上県町佐護北里993番地	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
31	伊奈体育館	対馬市上県町伊奈1427番地	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
32	久原体育館	対馬市上県町212番地	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
33	久原夜間照明施設	対馬市上県町212番地	廃止	老朽化が激しく、施設復旧が困難であり、今後の施設利用も見込めないため	
34	かみあがたふれあいの広場	対馬市上県町佐須奈甲562番地1	存続	利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
35	佐須奈テニスコート	対馬市上県町佐須奈甲667番地	存続	利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	
36	上対馬総合運動公園	対馬市上対馬町浜玖須33番地	存続	複合的な機能を持つ施設であるとともに、利用者が多く市民の活動の拠点となる施設であるため	